

珠洲清流愛護会会則

第1章 総 則

第1条 本会は珠洲清流愛護会と称する。

第2条 本会の事務局は 内におく。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は珠洲市内における清流魚愛好者相互の親睦と健康増進を計り、併せて清流魚族の保護育成に当たることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 ヤマメ、アマゴなどの放流
- 2 その他本会の自然を守ると云う目的達成のために必要な事業

第3章 会 員

第5条 本会は珠洲市内に居住する清流魚愛好者、その他本会の事業に賛同する者をもって組織する。

第6条 本会の会員は次の2種とする。

- 1 会 員
- 2 賛助会員

第4章 役員及び職員

第7条 本会には次の役員及び職員をおく。

- 1 会 長 1名
- 2 副会長 2名
- 3 理 事 若干名
- 4 監 事 2名
- 5 事務局長 1名
- 6 会 計 2名

第8条 役員及び職員は総会において、これを選任する。

第9条 会長は本会を代表し、本会を統理する。

第10条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会長にかわって本会を統理する。

第11条 理事は会長の諮問に応ずるほか、本会の事業遂行に関する提案事項の審議をする。

第12条 監事は本会の会計を監査する。

第13条 事務局長は本会の事務を処理する。

第14条 会計は本会の経理を処理する。

第15条 役員及び職員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補充役員及び職員は前任者の残任期間とする。

第5章 会 議

第16条 本会の会議は理事会、総会の2種とする。

第17条 理事会は必要に応じ会長これを招集し、次の。事項を決議する。

- 1 総会に提出すべき議案
- 2 総会の議決を要する事項で急速を要し、会長が総会を招集する暇がないと認めた事項

第 18 条 総会は毎年 1 回これを開き次の事項を議決する。

- 1 役員及び職員の選任
- 2 予算の審議、決算の承認
- 3 会則の変更
- 4 その化本会の事業遂行に必要な事項

前項の規定にかかわらず臨時に総会を開く必要がある場合には理事会の決議により、臨時総会を開くことができる。

第 19 条 会議の議長は会長が指名する。会議の議決は出席者の過半数によりこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 6 章 会 計

第 20 条 本会の経費は次の収入をもってこれにあてる。

- 1 会 費
- 2 寄付金
- 3 その他

第 21 条 会員の会費は次の定めるところによる。

- 1 会費（毎年総会において定める）

第 22 条 本会の会計年度は毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日をもって終る。

第 23 条 この会則に定めたもののほか、事務執行のために必要な事項については、会長これを定める。

附 則

この会則は昭和 60 年 1 月 1 日から施行する。

慶 弔 規 定

慶弔規定を次のように定める。

- 1 会員本人の慶事 5.000 円
- 2 同居家族の親及び配偶者の弔事.... 5.000 円
- 3 会員本人の弔事..... 香典（10.000 円）及び弔電
- 4 会員本人の入院（2 週間以上） 5.000 円
- 5 その他必要と認める場合

（お返し不要）

（注）事務局で忘れて失礼する場合があります。ご本人及び会員で上記事項に関わる場合、またその様な会員にお気付の場合、至急事務局までご一報下さい。